

平成27年度

津久見市学校教育指導方針

＜学校教育指導目標＞

ふるさとを愛し、
自ら学ぶ意欲と活力に満ちた津久見っ子の育成

5つの重点方針

I 家庭・地域と連携した特色ある学校づくりの推進

II 基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ力を育成する教育の推進（知）

III 感動をともなう体験を重視し、心の豊かさをはぐくむ教育の充実（徳）

IV 健康で心豊かな人間の育成を目指した体育・健康教育の充実（体）

V 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実



津久見市教育委員会

I 家庭・地域と連携した特色ある学校づくりの推進

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成と確実な実施

- (1) 児童生徒や学校・地域の実態と学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成
○校長のリーダーシップのもと、生きる力の育成を目指し、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し、確実に実施する。
- (2) 年間を見通した教育課程の運営
○行事や会議等を精選し、授業時間数の確保に努め、日常実践や今日的教育課題の解決に向けた評価・改善を行う。
- (3) 学力向上に向けての取組
○津久見市学力向上アクションプランを踏まえ、各校作成の学力向上プランの実践及び学期毎の評価・改善を通して児童生徒の学力向上を図る。

2 学校と家庭・地域が連携した学校づくり

- (1) 開かれた学校づくりの推進
○学校公開（オープンスクール）、学校通信、HP等により、積極的な情報の発信を行い、学校運営協議会、学校評議員会、学力向上会議等の効果的な運用に努める。
- (2) 学校評価の取組の充実
○各学校が、自らの教育活動・学校運営について具体的な目標を設定し、達成状況や達成に向けた取組について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
○各学校が、学校評価の実施・公表を通して、保護者、地域住民等の理解を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。
- (3) 危機管理と迅速な対応
○「危機管理マニュアル」に基づき、家庭、地域、関係機関との連携を進め、報告、連絡、相談体制を徹底し、防犯・防災・登下校の安全確保に努める。
○学校や地域の実情に応じた避難訓練等を計画的に実施し、自ら危険を予測し、回避する能力の育成に努める。
- (4) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進
○保護者や地域住民が学校運営協議会を通じて学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現をめざすコミュニティ・スクールの推進する。
○保護者や地域住民をゲストティーチャーやボランティアとして学校の諸活動に参加してもらうよう積極的に働きかける。
- (5) 地域人材を活用した「土曜寺子屋つくみ塾」の推進
○小学生を対象に、市民や地域人材を活用した教科の補充指導等を推進する。



Ⅱ 基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ力を育成する教育の推進（知）

1 基礎・基本の定着と個に応じた学習指導の推進

- (1) 授業力向上の取組
 - 校長・教頭による授業観察・事後指導を通して授業改善に努める。
 - 学力向上支援教員等の授業実践を広め、授業改善に努める。
 - 言語活動の充実等、学力向上に係る手立てを明確にした校内研修を各校で推進する。
 - 津久見市学力向上研修会を開き、教職員の指導力の向上を図る。
- (2) 「わかる授業」「学び合う授業」の推進
 - 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、それらを生かしたり、生活と関連づけたりするなどして活学力の向上を図る授業改善に努める。
 - 全教科において、つきたい力を明確にした言語活動を効果的に設定する。
 - 一人ひとりが考えを出し合う学び合いによる授業を進める。
- (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実
 - 習熟度別指導、T・T指導等を効果的に取り入れ、児童生徒の実態に応じた指導を行う。
- (4) 学習規律の確立
 - 全校で共通して取り組む学習規律を確立し、児童会や生徒会活動とも連動して学習規律定着の徹底を図る。
- (5) 読書活動の推進
 - 「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館を活用した学習に取り組む。
 - 朝読書など読書の時間の設定や家庭との連携により、読書習慣の確立を図る。
- (6) 補充学習の推進
 - 放課後等の個別指導を充実するとともに、長期休業等を活用した基礎学力定着のための補充学習を行う。
 - 放課後・長期休業等を活用した「学習クラブ」を開講し、補充学習の取組を支援する。
- (7) 家庭学習の習慣化
 - 各校作成の「家庭学習のすすめ」等により、家庭と連携して、授業と結びついた家庭学習に主体的に取り組む学習習慣を育成する。
- (8) 生徒指導の三機能を意識した授業の推進
 - 生徒指導の三機能、①自己決定の場の設定 ②自己存在感を与える場の設定 ③共感的人間関係を育む場の設定、を意識した授業づくりを推進する。
- (9) 土曜日授業の推進
 - 月1回の土曜日授業（原則第一土曜日）を行い、児童生徒の学力向上を図る。

2 社会の変化に対応した教育の推進

- (1) 外国語教育・国際理解教育の推進
 - 小学校の外国語活動及び中学校の英語科において、地域人材やALTを活用し、外国語（英語）教育の充実を図る。
 - APUと連携し、APUの学生を活用した国際交流活動を推進する。
- (2) 情報教育の推進
 - 教科指導におけるICT活用や情報活用実践力の育成に努めるとともに、情報モラル教育の推進に努める。
- (3) 環境教育の推進
 - 各教科や総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じた環境についての学習を推進し、郷土や自然を大切に作る心を育てる。

Ⅲ 感動をともなう体験を重視し、心の豊かさをはぐくむ教育の充実（徳）

1 道德教育の充実に向けた取組の推進

- (1) 教育活動全体を通じて道德性を養う道德教育の推進
 - 全体計画及び年間指導計画を立案し、教育活動全体を通して行う。
- (2) 道德の時間の充実
 - 体験活動を生かすなど多様な指導の工夫、教材の開発に努める。
 - 地域人材や「わたしたちの道德」を積極的に活用する。

2 人権教育の推進

- (1) 校内推進体制の確立
 - 学校や地域の人権教育課題を明確化し、課題解決が図られるよう全体構想を策定するとともに校内推進体制を充実させる。
- (2) 人権尊重の精神を位置付けた教育活動の推進
 - 「人権教育の指導方法等の在り方について」（第三次とりまとめ）を活用し、人権教育の推進の在り方について共通理解を図り、体験的参加型学習等による指導を推進する。

3 感動体験を大切にする特別活動の推進

- (1) 学校の教育目標や指導の重点を踏まえた全体指導計画の作成
 - 各教科、道德及び総合的な学習の時間等と関連した系統性のある年間指導計画を作成し、実践する。
- (2) 感動をともなう体験活動の推進
 - 地域の伝統・文化活動（扇子踊り等）、自然体験、生活体験、ボランティア活動等に積極的に取り組み、学校行事や学級活動、クラブ活動、児童・生徒会活動の充実を努める。

4 我が国と郷土を愛する心の育成

- (1) 郷土を学ぶ学習の推進
 - 社会科や生活科、総合的な学習の時間を中心に、体験や地域の人々との関わりを生かした学習を推進する。
 - 我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情や世界の国々の人々と共に生きていこうとする自覚を育む教育を推進する。

5 生徒指導の充実に向けた取組の推進

- (1) 学級活動、児童・生徒会活動の活発化
 - 自己決定の機会を設け、自己存在感や充実感を味わわせるなど、生徒指導の機能を生かした教育活動の展開を図る。
- (2) 指導体制の確立
 - 校内不登校対策委員会等を機能させ、連携や情報の共有化を図り、支援を必要とする子の組織的な対応を進める。
- (3) 子どもの実態把握と個に応じた指導の充実
 - 教師と児童生徒の信頼関係、児童生徒間の好ましい人間関係を育て、生徒指導上の問題の早期発見、早期対応に努める。
- (4) 幼保・小、小・中連携した生徒指導の推進
 - 情報交換会等により異校種の連携や情報の共有化を図り、小一プロブレム、中一ギャップの解消に努める。
- (5) 相談活動の充実
 - スクールカウンセラー、適応指導教室「ネロリ」等との連携により情報の共有を図り、適切な対応を進める。
- (6) 情報モラル教育の推進
 - パソコンやスマートフォン等の情報機器の適切な使い方に関する指導を行う。
 - 児童生徒のメール・ライン等の使用についての実態を把握し、適切な指導ができるよう教職員研修の充実を図るとともに保護者と連携した指導を行うよう努める。
- (7) 関係機関との連携
 - 福祉事務所、警察、児童相談所等との早期連携により、支援体制の充実に努める。

6 進路指導の充実に向けた取組の推進

- (1) 職業観・勤労観の育成するキャリア教育の推進
 - 職場体験学習の実施等による適正な職業観・勤労観の育成に努める。
- (2) 系統的な進路指導計画の作成
 - 小・中学校の各発達段階に応じ、自己実現を図る意欲や態度を育む進路指導計画を作成し、実践する。

IV 健康で心豊かな人間の育成を目指した体育・健康教育の充実（体）

1 健康・体力作りの推進

- (1) 健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度の育成
 - 体づくり運動を指導計画に位置付ける等、教育活動全体を通して資質や能力を育成する。
 - 学校・家庭・地域が連携した取組を行い、体力の向上や望ましい生活習慣の確立を図る。
- (2) 「体力向上アクションプラン」に基づき、「一校一実践」の取組の積極的な推進
- (3) むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施
 - むし歯予防のため、週一回、学校において、児童生徒を対象にフッ化物洗口を行う。

2 学校体育の充実

- (1) 個の実態把握や発達段階に応じた指導計画の作成と実践
 - 体力・運動能力調査等により実態を把み、発達段階や特性を考慮した指導計画を作成する。
- (2) 指導方法・評価の工夫による課題解決学習等の推進
 - 児童生徒の興味・関心や能力・適性に応じた課題をもたせ、その解決を図る学習を進める。
 - 小学校においては、体育専科教員の活用を図り、授業改善に努める。

3 健康教育の推進

- (1) 健康教育指導計画の作成と実践
 - 健康教育を教育活動全体に位置付け、全体計画、年間指導計画を作成し、計画的に実践するとともに、養護教諭等によるカウンセリングの充実を図る。
 - 性に関する指導、心の健康に関する指導、薬物乱用防止に関する指導等に取り組む。
 - 「感染症情報収集システム」の活用により、県・市内の学校における欠席・健康状況等を把握し、感染症の流行の早期発見、早期対応、蔓延予防を徹底する。
- (2) 食育の推進
 - 全体計画、年間指導計画を作成し、栄養教諭、学校栄養職員等と連携して、食育の指導の充実を努める。
 - 生涯学習の家庭教育活動や保健所等関係機関との連携を進め、家庭への啓発や情報提供に努め、家庭と連携した食育の指導に取り組む。
- (3) 基本的生活習慣の定着
 - 家庭と連携しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的生活習慣の定着を図る。

V 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

特別支援教育の推進

- (1) 支援体制の充実
 - 校長のリーダーシップのもと、校内支援体制を充実させ、全教職員の共通理解の上、一人ひとりに応じた支援の充実を努める。
- (2) 一人ひとりの状況に応じた指導の充実
 - 一人ひとりの状況を的確に把握し、個別の指導計画、個別の支援計画を作成し、自立に向けた具体的な指導及び支援を行う。
- (3) 適切な就学指導の推進
 - 各校の特別支援教育コーディネーターを中心に教育相談を充実させ、市の就学指導委員会や専門機関との連携を図りながら、適切な就学指導を行う。